

○国家公安委員会告示第三十号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十三条第五項第一号ホの規定に基づき、平成六年国家公安委員会告示第四号（道路交通法施行規則の規定に基づき、運転シミュレーターに係る国家公安委員会が定める基準を定める件）の一部を改正し、平成二十九年三月十二日から施行することとしたので、告示する。

平成二十八年七月十五日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。